

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成24年7月3日

京都市長 門川大作

## 1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

### (1) 名称

特定非営利活動法人都心界限まちづくりネット

### (2) 代表者の氏名

面村 勝

### (3) 主たる事務所の所在地

京都市中京区麩屋町通姉小路上ル中白山町277番地

### (4) 定款に記載された目的

本法人は、豊かな歴史と伝統を有する京都市都心界限において、界限に住む人及び界限で生業を営む人の総意に基づいたまちづくりの実現を目的に、まちの人一人ひとりの思いを抽出し、合意を導きだすための企画や調整、また行政との連携のもと、その実現に至る仕組みづくりのための事業を行う。さらに、地域の現状やまちづくりの取組の情報を随時発信することにより、地域における情報の共有を図ると共に、京都における住民主体のまちづくりの発展に寄与することを目的とする。

## 2 申請年月日

平成24年6月25日

(文化市民局地域自治推進室)